

宇都宮市まちづくりセンター条例

平成23年9月30日

条例第26号

(設置)

第1条 まちづくりに寄与する公共的活動（以下「まちづくり活動」という。）が自主的かつ積極的に行われるよう支援し、市民協働による豊かで活力のある地域社会の実現に資するため、まちづくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的活動 宇都宮市自治基本条例（平成20年条例第50号。以下この条において「条例」という。）第2条第2号に規定する活動をいう。
- (2) 非営利活動団体 条例第2条第6号に規定する団体をいう。
- (3) 地域活動団体 条例第2条第5号に規定する団体をいう。
- (4) 事業者 条例第2条第7号に規定する団体をいう。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市まちづくりセンター

位置 宇都宮市元今泉5丁目9番7号

(事業)

第4条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり活動を行う者に対する施設及び附属設備の提供
- (2) まちづくり活動を行う者相互間の連携及び交流の促進
- (3) まちづくり活動に係る情報の収集及び提供
- (4) まちづくり活動に関する相談
- (5) まちづくり活動を行う人材の育成
- (6) まちづくり活動に係る調査及び研究
- (7) その他センターの目的を達成するため必要な事業

(使用者の範囲)

第5条 センターを使用することができる者は、非営利活動団体、地域活動団体、事業者

等のうち、まちづくり活動を行い、又は行おうとする者とする。ただし、別表第1に掲げる施設及び附属設備については、次に掲げる者に限り、使用することができる。

(1) 非営利活動団体としてまちづくり活動を行い、又は行おうとする者

(2) その他市長が適当と認める者

2 市長は、センターの運営上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者にセンターを使用させることができる。

(使用許可)

第6条 別表第1又は別表第2に掲げる施設又は附属設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、前条第1項に規定する使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) センターの管理上支障があると認めるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表第1及び別表第2左欄に掲げる区分に応じ、これらの表の右欄に掲げる金額とする。

3 第1項の使用料は、第6条第1項の許可を受ける際に納付しなければならない。

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、センターの使用に当たっ

て、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当するとき。
- (3) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により第6条第1項の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業
- (2) センターの使用の許可及び制限
- (3) センターの維持及び管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第6条、第7条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及びセンターの管理に関する協定の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 4 日条例第 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 3 日条例第 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条，第 6 条，第 8 条関係）

（平 2 6 条例 2 ・令元条例 2 ・一部改正）

区分		金額	
施設	オフィス	月額	3, 1 3 0 円
附属 設備	ロッカー大	年額	3 7 0 円
	ロッカー小	年額	2 5 0 円
	メールボックス	年額	1 5 0 円

別表第 2（第 6 条，第 8 条関係）

（平 2 6 条例 2 ・令元条例 2 ・一部改正）

区分		金額		
		午前 9 時から正午 まで	午後 0 時 3 0 分 から午後 5 時まで	午後 5 時 3 0 分 から午後 9 時 3 0 分 まで
施設	研修室 A	3 7 0 円	5 6 0 円	4 9 0 円
	研修室 B	3 2 0 円	5 0 0 円	4 4 0 円
	研修室 C	3 6 0 円	5 5 0 円	4 8 0 円
附属 設備	プロジェクター	1 台につき		3 2 0 円
	スクリーン	1 台につき		2 0 0 円

備考 金額は、この表に規定する一使用時間当たりのものとする。